

## <新しいのぼり旗を設置しました カンパをありがとうございました >

110,586 円のカンパが集まりました。ありがとうございました。新しいのぼり旗は 200 枚 108 千円です。旗は強風で傾いたり外れたりします。気づいたら手直しをお願いします。

## <タナカ興業 地域の思いを無視>

第 7 回対策会議(H27.2.16)において、タナカ興業社長から市環境部に口頭で伝えられた内容が次のとおり報告されました。

(1)反対運動が起きている状況で、質問に対する回答、事業の説明、住民との話し合いはできない。(2)のぼり旗や看板を片付けたなら、説明や話し合いに応じて良い。(3)悪臭や騒音など、公害で迷惑を掛けることがあるなら、改善に最善を尽くす。特に臭いと飛散は防止に配慮する。(4)市と市議会との話し合いには応じる。(5)事務所棟の建築図面は建築確認が下りたら提出する。(6)工場は 5 月末に完成予定、県の確認が済めば市と市議会には公開します。→P3 へ

H26.3.9 一鍬田区通常区民総会において、新城南部企業団地へのタナカ興業の進出に反対する「決議書」を採択。H26.6.20 臨時区民総会において、産業廃棄物中間処理施設の進出計画に対する今後の対応について、1)引き続き、建設反対・操業を許さない取り組みを他地区と協力して進める、2)新たに進出事業者との「対話」をはじめ、ことを決めて「産廃問題特別委員会」を設置しました。

「一鍬田産廃問題特別委員会」の活動と「新城南部企業団地産廃対策会議」について報告します。

## <一鍬田産廃問題特別委員会がんばっています> 委員会開催 12 回、合同勉強会 3 回 ～反対運動を広げる取組みを進め、「産廃対策会議」を舞台にして課題を明確にしてきました。～

私たちは、ずさんな計画では到底、建設や操業は認められないとして悪臭を発散させない施設を要求することで建設や許可のハードルを上げ進出を阻止したい。この活動を通じて、地域の環境を悪化させないための確実かつ具体的な約束をさせ実施させることが必要不可欠と考えています。

## ○「産廃対策会議」の目的（要綱第 1 条）を“環境の悪化を未然に防止すること”に変更

市環境部は、市長の方針「事業者による住民説明会の実施と環境保全協定の締結は紳士協定」に沿って、7 月に関係地区による会議を組織し“解決策を検討する”方針を示しました。特別委は、八名区長会の足並みが揃わないなかで、関係地域が同一テーブルにつくことは意味があると判断、同時に会議の目的を、“解決策の検討”（協定の検討）ではなく、“環境の悪化を未然に防止すること”に変更することを他地区の関係者と協力して実現し、結果的に市環境部は「環境を悪化させないのが大前提・住民の利益優先」を基本的なスタンス（立場）とすることになりました。

## ○進出反対の意思表示が広がりました

対策会議を通じて、黒田区や富岡地区の関係者と合同勉強会を行いました。勉強会と対策会議での審議を踏まえて、10 月には富岡地区が「タナカ興業進出反対」を決定し、「進出断固反対」の旗が富岡区内公民館等に立てられました。対策会議に参加する住民代表のスタンスが「絶対反対、操業を許さない」で一致し拡大するに至っています。

**○環境を悪化させないとは、現在の実測値（臭気指数は10未満）を守ること。**

9月の新城市議会において、中西宏彰議員の「守られるべき環境基準は現況の値である。」との指摘に対して、環境部長は「現況の値を基本にそれを超えない取り組みを事業者に促して行きたい。」と答弁しました。臭気指数の規制値は、条例では18(相当臭)以下、現況の値は10未満です。

**○パナソニック環境エンジニアリング社の回答 ロックウール脱臭システムには稼働条件が有る**

ロックウール脱臭システムが万能でないことを明らかにしました。120トンの原料から出る臭いを処理できるものかとの問い合わせに、ロックウール脱臭装置は「所定の条件下であれば、何ミリグラムまでの臭気に押さえることができる」という趣旨を繰り返すのみでした。計画される脱臭装置と建屋の規模等について厳しいチェックをしていく必要があります。

**○県議が12月愛知県議会において「絶対反対」の立場で一般質問を行った。**

当初県議会での質問に慎重な姿勢であった峰野県議ですが、特別委員会に3回来訪し、地元の強い反対の気持ちを理解し、後述の「1000人集会」の力もあって、最終的には「新城南部企業団地の計画は、どう考えても納得のいかないものであり、絶対に反対であります。県はすみやかに代替地の検討に入るべき。」とタナカ興業の進出に反対する立場で一般質問をされました。このことによって新城奥三河の住民がタナカの新城進出に反対していることを、県知事を含めた県当局に公の場で明らかにすることができました。

**< 「新城南部企業団地産廃対策会議」 >**

「対策会議」での取り組みからさまざまなことが見えてきました。

第1回 H26.9.19(金)	1) 対策会議の目的は、“解決策（協定）の検討”ではなく、“環境の悪化を未然に防止すること”を具体的な措置として求めていくことを確認しました。
第2回 H26.10.9(木)	2) 新発田市の産廃施設の見学に参加した委員から、『水分調整材に大量の粃殻を使っている、ロックウール脱臭装置は使用条件がきつい、それでも苦情はある、単体では二千万円の赤字だが市全体で効果など、公立だからやっとなる実態を報告しました。
第3回 H26.10.28(火)	3) タナカ興業あて質問事項の整理 4) 環境部・企業庁への質問事項の整理。 5) 市が、南部企業団地の未分譲地に、今後は産廃事業者が進出できないように、「特別用途地区建築条令」を改正すると説明がありました。
第4回 H26.11.17(月)	県環境部との対話を実現し、「間接的」に認可にあたっての課題を明らかにさせました。「(ロックウールの)微生物は10℃以下では働かない」に対しては「助言として受け止める」、「含水率の説明が計算とあわない」に対しては「参考として受け入れる」との回答を引き出すなど、当初「具体的なことについては話し合わない」とした県環境部の姿勢に一定の変化を引き出し、前後して県環境部からタナカ興業に対して追加書類の提出などの指示が出されているようです。
第5回 H26.11.27(木)	企業庁の現地説明会を実現し、企業庁の対応の不備を明らかにしました。製造業・物流業の縛りは絵に描いた餅であってはならないなど企業庁を追求し、「買い戻し特約」が“ざる法”であり、特約条件を見直す必要性を明らかにしました。 一旦売ってしまえば、後は何でもありとする無責任極まりない企業庁の姿勢や、(株)

	ケンメイ倒産後の対応について、企業庁と新城市の間で情報共有も無かったことも明らかになりました。（*）
第6回 H26.12.18(木)	産廃対策会議で <b>市議会経済建設委員会の取り組みの報告</b> が行われました。 5月のタナカ社長の回答の問題点を解明し、問題点を明確にする報告を得ました。 また、タナカの東細谷工場見学などの報告を受ける中で、 <b>産廃の進出にはこのままでは賛成できないという立場を表明</b> していただきました。（*）
第7回 H27.2.16(月)	タナカ興業が「住民には質問への回答も説明もしない。」と市に説明していることが報告され、委員からタナカ興業への批判や、市や議会に対して強い態度で当たることを求める意見が相次ぎました。また、環境保全協定の必要性を説く意見が出ましたが、質問への回答もなく説明もないままでの協定には意味がなく、まずは回答させることが最優先課題であることを確認、市と市議会は対策会議と共に回答を得る工夫と努力をしていくこととしました。

備考)記録は新城市のHP [ホーム](#) > [産業・建設](#) > [環境保全](#) > 対策会議 に掲載されています。

(\*)市議会は「市民の会」の絶対反対の「請願書」を趣旨採択しました。また、第6回の対策会議の2日後に開かれた「市民との対話集会」で、市議会は「**事実に基づき、法に則り判断する。議会・行政の責任の明確化、産廃対策会議を中心とした活動の支援**」という方針を示しました。

## <八名区長会の活動>

### ○産廃反対の署名 1万六千筆を副知事に手交しました

8月に八名区長会長名・子どもと環境を守る母の会連名、知事あての署名(約16千人)を東三河県庁に副知事を訪問して手渡ししました。

### ○当該用地を買い戻す陳情書を市議会、県議会に提出しました

タナカ興業に対して他地区移設の交渉と、市が当該用地を取り戻すことを求める八名区長会長名の「陳情書」を市議会、県議会に、同趣旨の「要望書」を提出しました。新城南部企業団地においてタナカ興業の操業を許さない上で、最終的には、用地の回収で決着をつけなければならない、積極的に市が用地買収の意思表示をすることが重要という方向性を明らかにしました。

### ○八名区長会での論議を深め、共同した取り組みを一步ずつ進めました

この請願(陳情)については、10/21の八名区長会議で協議されて、11/23の八名区長会が主催した連絡会議(各区长、八名地区の各種団体の長が出席する)において、提出について報告されています。

一畝田では、9月以前から区外協力者から「請願書」の提出について相談があり、区役員会、産廃問題特別委員会で審議、区政諮問員会に諮り、最終的に八名区長会に一任、事後回覧しました。

## <「子どもと環境を守るママの会」の活躍>

7/5と3/1(日)の2回「産廃問題を知る会」と開催し、多くの市民に現状や問題点を正確に知らしめました。署名集めにも尽力し、その行動力を持って、副知事、市長、議会にも会って問題点を訴え、新城南部企業団地へのタナカ興業の進出を阻止しようとする大きな力になっています。

## <「環境を考える市民の会」(代表山本拓哉氏)の運動が前進、

### 「対策会議」の取り組みに協力するとの意思表示>

タナカ興業の新城南部企業団地進出に反対する署名について、住民団体が3月に約1万3千人の署名

を提出し、8月に八名区長会長等が約1万6千人の署名を提出するにも「市民の会」はとても大きな力を発揮しました。5月17日「反対集会」(富岡ふるさと会館)、9月28日「千人集会」(新城文化会館)と開催し、特に9/28は1,000名を越える参加者を集め、1月末には名古屋で集会とデモを行うなど反対運動をリードしています。

タナカ興業がまじめに肥料をつくる優良企業ではなく、「肥料」という名の産廃を不法投棄している疑いがあること、「肥料」なるものから有害重金属であるヒ素が基準値を超えて含まれているなどの問題点を追求しています。田原、渥美地区の住民との共同の取り組みも始まっていてタナカ興業の新城進出を阻止する大きな力となっています。

「市民の会」は、「対策会議」の取り組みについて、当初、①「環境保全協定」を結ぶのが目的、②従ってタナカの新城進出を認めていると捉え、批判的な発言が繰り返されました。しかし、10月以降「対策会議」において、①住民代表委員はタナカ興業の新城進出に絶対反対であること、②環境保全協定を結ぶことが直接の目的ではないこと、③「環境を悪化させない」基準をタナカに突きつける取り組みであることがはっきりしたことで、12月には、市議会を通して、対策会議の取り組みに「協力する」という意思が表明されました。

タナカ興業進出反対の取組みはここに来て「対策会議」の中と外で有機的に結び付き大きく発展する方向が出てきています。

## <今後の取り組み いよいよタナカ興業との直接対決！>

～ タナカ興業との話し合いの論点を整理してみます ～

○臭いを発散させることが絶対に無いか。(現況の臭気指数10未満を維持できるか。)

具体的に、脱臭装置に120トンの発酵から出るアンモニアを処理できる能力があるのか、屋内負圧が確保できるのか、汚泥、食物残さの搬入での防臭体制は確実か(水密式コンテナ)、緊急時の対応(送風機の故障など)が立てられているか、など。

○(120トン+45トン)×40日のスペースがあるか。40日で確実に商品としての肥料をつくることのできるのか。完熟を待たずして工場から追い出される「未熟堆肥」が出るのではないのか。

○含水率を65%以下に抑えることができるのか。120トンの汚泥食物残さへの水分調整材である良質の木くずが確保できるのか。木くずの安全性は補償されるのか。廃材の分別が出来るのか。

○ガス温10度以下で脱臭出来るのか。

○「肥料」の安全性は。「肥料」の販路は。「肥料」の保管は何処で。

## <新城・八名地区全体で産廃進出反対の組織を結成する段階に来ています>

いよいよ、「対策会議」はタナカとの直接対決である「話し合い」をはじめる段階に来ています。「対策会議」の地元委員はタナカ興業の進出を認めません。『環境を1ミリでも悪化させない』ために要求を突きつけ、工場施設の不備を追求していきます。しかし、「対策会議」で私たちの要求の前進を図るためには、「対策会議」だけの議論だけでは当然限界があります。「市民の会」の運動は大きな応援となりますが、私たちとしても「絶対反対」を掲げる関係行政区連絡会議の結成を行い、住民の意思を明確にする段階に来ています。力の背景なくして「話し合い」に成果は期待できませんし、事態の打開は図れません。